

# 旧設墓地清掃草刈等維持管理業務共通仕様書

令和２年度版

旧設墓地の草刈等維持管理業務の内容等については、以下のとおりとし、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定め、墓地の適正な管理を行うことを目的とする。

## 1 業務対象

### (1) 墓地

業務の対象となる墓地及び墓地跡地は、別表のとおりとする。

### (2) 作業範囲

業務の対象となる作業範囲は、別表及び別添「墓地現況図」のとおりとする。  
なお、清掃面積、草刈面積及び生垣刈込総延長等は、別表のとおりとする。

## 2 業務実施期間及び回数

業務の実施期間及び回数等は別表のとおりとする。

## 3 業務内容

### (1) 清掃業務

#### ア 共通（春・夏・秋の清掃、盆清掃、彼岸清掃、落ち葉清掃、U字溝等清掃）

① 清掃により集められた塵芥等は、札幌市が定めた種類（別記参照）ごとに分別し平岸霊園ゴミ集積所へ搬入すること。搬入にあたっては、平岸霊園管理事務所職員の指示に従うこと。

ただし、次に掲げるものについては平岸霊園へ搬入せず、受託者において適切に処分すること。

- ・草、枝葉、落ち葉、供花（枯れ花）
- ・墓参者等が置き捨てた草、枝葉、落ち葉、供花（枯れ花）

② 空の骨箱等を収集すること。ただし、骨箱内に遺骨及び死体埋火葬許可証が入っていないかを必ず確認するとともに、万が一発見した場合は、直ちに業務主任又は副主任（以下「業務員」という。）に報告すること。

③ 不法投棄物等を発見した場合は、速やかに業務員に報告し指示を仰ぐこと。ただし、放置自転車は、盗難の可能性があることから、警察への通報を原則とする。

#### イ 春一回目の清掃（春の清掃）

一般の拾い集め型を基本とし、越冬した落ち葉等の収集のため必要に応じ熊手、レーキ等による掃き型清掃も実施すること。

#### ウ 盆清掃・彼岸清掃

通常清掃のほか、墓域内の供物及び供花等も収集することとなるが、墓参者等に不快感を与えないよう配慮するとともに、供えて間もない供物及び枯れていない供花等をすぐに下げることのないよう十分注意の上作業すること。

## エ 落ち葉清掃

落葉の時季、墓地内に蓄積、散乱している落ち葉等を収集し、墓地の美観を損なうことのないよう適正に処理すること。

- ① 一般の拾い集め型を基本とし、必要に応じ熊手、レーキ等による掃き型清掃も実施すること。
- ② 乾燥させる等、拾い集めた落ち葉等を墓地内で一時保存する場合は、墓参者等への配慮上、ネットを掛けるなどの飛散防止対策を講じること。

## オ U字溝等清掃

指定された墓地のU字溝等の泥上げ等清掃を行い、環境の維持に努めること。また、一部墓地にある便所清掃も、同様に実施すること。

## (2) 草刈等業務

### ア 草刈

- ① 草丈は、4 c m前後に仕上げること。
- ② 樹木や株物の周辺、施設等の縁など、機械刈りが困難な場所については、これらを傷つけない方法（手刈り等）で行うこと。
- ③ 機械刈を行う際は、作業区域内に安全設備等を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。
- ④ 刈り取った草の処理は速やかに行い、十分乾燥させた上、特に指定された場合を除き札幌市指定処理場に搬送し処分すること。  
なお、乾燥させる等、拾い集めた草を墓地内で一時保存する場合は、墓参者等への配慮上、ネットを掛けるなどの飛散防止対策を講じること。
- ⑤ 墓地区域等に影響する笹などの自然草や雑木等の小枝も同様に刈り払うこと。

### イ 生垣及び境界樹木等の刈込み

- ① 作業は、指定された草刈期間に行い、刈り込んだ枝葉は受託者において適切に処分すること。
- ② 生垣の仕上がり寸法は、下表を基準とし、特別の場合は業務員の指示によるものとする。なお、境界樹木等については、業務員との協議事項とする。

(単位：m)

高さ	0. 6	1. 2	2. 5
幅	0. 3～0. 4	0. 5～0. 6	0. 7～0. 8

- ③ 四つ目垣等の補修・撤去等は業務員と協議し、指示に従うこと。
- ④ 生垣及び境界樹木等の刈込みについては、道路及び民家等他施設周辺の作業が多いので、安全対策を十分に講じること。

### ウ 草、枝葉等の処理

墓参者が置き捨てた草、枝葉等は、受託者において適切に処分すること。

## (3) その他業務

### ア 水出し、水落とし

指定された墓地の水汲み場及び手稲墓地の便所の春の水出し及び初冬における水落としを確実に行うこと（便所の鍵は墓園管理係より貸与する。）。

また、水落しの際は、雪害対策用として設置する木箱と水汲み場の蛇口を番線（針金）等で固定するものとし、水出しの際には再利用可能な番線（針金）等はこの木箱につけた状態で戻すこと。

なお、この木箱は、平岸霊園管理事務所より(へ)搬入出すること。

#### イ その他

- ① 別表等の記載内容に従い業務を確実に履行すること。
- ② 墓参者又は近隣住人等から要望又は苦情等があった場合は、直ちに業務員に報告し、場合によっては指示を仰ぎ又は対処すること。

#### (4) 樹木の剪定・伐採・下枝取り

- ア 民地、道路及び墓石等施設に影響する（恐れのある）樹木について、積極的に実施すること。
- イ 剪定の樹形及び実施時期等については業務員の指示によること。
- ウ 道路上の作業及び高所作業車を使用する際は、誘導員等による安全対策を実施すること。
- エ 剪定・下枝取りで出た枝葉の処理は速やかに行い、特に指定された場合を除き、受託者が札幌市指定処理場に運搬し処分すること。
- オ 円山（A地区）、北野（B地区）、白石本通（B地区）、上篠路（C地区）については、民有地・道路境界木の剪定・伐採を行うこと。

#### 4 業務員

委託者は、受託者の業務履行のため、必要な連絡指導等を行う業務員を定め、受託者に通知するものとする。

#### 5 業務着手届

受託者は、業務を着手したときは業務着手届（別紙1）を委託者へ提出しなければならない。

#### 6 現場代理人及び主任技術者指定通知書等

受託者は、業務履行のため業務着手届と同時に、現場代理人及び主任技術者指定通知書（別紙2）及び経歴書（別紙3）を提出しなければならない。

#### 7 業務日誌等

受託者は、当該仕様書の別表に定める期間ごとの業務を完了したときは、速やかに、業務日誌（別紙4）及び業務写真（業務前中後）を委託者に提出しなければならない。

#### 8 業務完了届

受託者は、当該仕様書の別表に定める前期、中期及び後期の業務を完了したときは、直ちに、業務完了届（別紙5）を委託者に提出しなければならない。

## 9 官公庁等への手続き

業務施行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。また、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を業務員に申し出て協議するものとする。

## 10 諸法規の遵守

受託者は、業務の履行にあたり環境法令の遵守並びに建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 11 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道及び燃料等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
  - ア ごみ分別の徹底を図ること。
  - イ 廃棄物の適正処理に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
  - ア エコドライブの推進に努めること。
  - イ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務で使用する機器等は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。
  - ア できるだけ低騒音型のものを使用すること。
  - イ 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

## 12 保険

業務委託の期間中は、各種社会保険に加入し、作業の期間中は任意の保険に加入しなければならない。また、道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同等以上の任意保険に加入しなければならない。

## 13 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に作業を必要とする場合は、あらかじめ業務員の承諾を得なければならない。

## 14 作業に係る注意事項

業務の履行に際しては次のことに注意すること。

- (1) 気象状況を常に把握し業務遅延等が無いよう計画的に実施すること。
- (2) 墓地隣接地に居住する住人その他市民に対し、十分な配慮をすること。
- (3) 墓地内施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (4) 墓地内施設又は墓碑等に異常がある場合は、直ちに業務員に報告すること。
- (5) 業務上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (6) 墓参者等に不快感を与えることのないよう十分注意して作業を行うこと。

## 15 事故報告

受託者は、業務履行中に事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じた後速やかに業務員に報告すること。

## 16 施設の使用

受託者は、業務を履行するために必要な霊園内の施設の使用にあたっては、必ず、霊園管理事務所職員の指示を仰いでから使用すること。

## 17 用具及び消耗品

業務を履行するために必要な用具及び消耗品は、特に別途定めがあるものを除き、受託者が負担すること。

## 18 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合又はその他業務上必要な事項が生じた場合は、委託者及び受託者双方が協議の上、これを決定するものとする。

※別記 塵芥等の分別・収集方法について（墓地における分別・収集ルール）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」及び札幌市が定める「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、下表のとおり、墓地における事業系廃棄物の分別・収集方法についてルールを定めている。

区分	主なごみの種類	備考
一般廃棄物	供花（枯れ花） 生ごみ ご飯物・果物・お菓子等 線香 ロウソク 容器包装紙 容器包装プラスチック その他燃やせるごみ	供花は、盆・彼岸の清掃時のみ搬入可とする。  消火されていることを必ず確認すること。
	枝・葉・草	受託者による適正処分
再生可能品	ビン 缶（アルミ・スチール） ペットボトル	この3種類に分別して回収し、搬入する。
産業廃棄物 （実際の産廃の種類とは異なります。）	空の骨壺一式 骨壺 骨箱 白無地風呂敷 骨袋 位牌 その他	中身を確認の上、平岸霊園へ搬入する。 分別は、管理事務所で行う。
不法投棄物	自転車 家電品等生活廃品 その他	業務員に指示を仰いでから平岸霊園に搬入する。 自転車は警察へ通報する。

## (1) 墓地

名称	所在地
月寒墓地	札幌市豊平区月寒西3条8丁目
北野墓地	札幌市清田区北野2条2丁目
滝野墓地	札幌市南区滝野31番地
白石本通墓地	札幌市白石区平和通10丁目北
厚別墓地跡地	札幌市厚別区厚別中央3条4丁目

## ○月寒墓地

墓地全域が作業範囲である。  
草刈4では、学校側の芝生部分は範囲外としているので注意。

## ○北野墓地・白石本通墓地・厚別跡地

墓地全域が作業範囲である。  
白石本通墓地の一般墓域外周境界の支障木の枝払い、作業範囲内である。  
また、一般墓域及びカトリック墓域の間の通路も作業範囲内である。

## ○滝野墓地

林の中は範囲外とする。  
墓域(墓石のある区域)内で支障となる笹・枝等の仮払い・剪定は作業範囲となる。

## (2) 作業範囲

区分	月寒墓地	北野墓地	滝野墓地	白石本通墓地	厚別墓地跡地
清掃面積	18,169 m <sup>2</sup>	8,228 m <sup>2</sup>	1,935 m <sup>2</sup>	17,445 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>
草刈面積	草刈1	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
	草刈2	15,464 m <sup>2</sup>	6,995 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	13,980 m <sup>2</sup>
	草刈3	15,464 m <sup>2</sup>	6,995 m <sup>2</sup>	1,773 m <sup>2</sup>	13,980 m <sup>2</sup>
	草刈4	8,525 m <sup>2</sup>	6,995 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	13,980 m <sup>2</sup>
生垣等刈込延長	230 m	74 m	0 m	310 m	0 m
U字溝等延長	0 m	45 m	0 m	0 m	0 m

## 2 業務実施期間

期	業務名	実施期間	回数等	対象墓地	備考	
前期	春の清掃	4月21日(火)～4月30日(木)	期間中1回	全箇所	拾い集め型(落ち葉含む)一部熊手、レーキ使用掃き型 白石本通のスノーポールを撤収し、墓地内指定場所に取りまとめること 白石本通墓地一般墓域民地側に境界フェンスを設置し、幼稚園側防護ネットの状態を確認すること	
	水出し	4月21日(火)～4月24日(金)	期間中	厚別・滝野を除く	雪害防止箱は平岸霊園管理事務所へ搬入のこと ※ 白石本通墓地の水汲み場は2箇所	
	草刈 1	5月13日(水)～5月20日(水)	期間中1回	なし		
	草刈 2	6月3日(水)～6月26日(金)	期間中1回	滝野・八重別を除く	墓参者が置いた枝等の処理を含む	
中期	夏の清掃 (U字溝等清掃含む)	7月8日(水)～7月31日(金)	期間中1回	全箇所	墓参者が置いた枝等の処理を含む (U字溝等清掃は北野墓地のみ)	
	草刈 3	7月8日(水)～8月13日(木)	期間中1回	全箇所	墓参者が置いた枝等の処理を含む。白石本通墓地カトリック墓域の生垣刈込を実施(墓地看板が確実に見えるように刈込むこと) 月寒・北野墓地の境界木等の刈込み、枝払いを実施 滝野墓地で支障する笹・枝があれば刈払うこと	
	盆清掃	8月3日(月)・11日(火)	指定日 全日	全墓地 (跡地を除く)	拾い集め型	(墓参者に配慮のうえ実施) 供物は状況を見てその都度収集 供花は枯れ花のみ8月24日以降で収集
		8月13日(木)・14日(金)・15日(土)				
8月17日(月)						
8月24日(月)						
後期	草刈 4	9月1日(火)～9月18日(金)	期間中1回	滝野・厚別を除く	墓参者が置いた枝等の処理を含む ※ 月寒墓地は北側墓碑建立区域のみ実施	
	彼岸清掃	9月11日(金)	指定日 全日	全墓地 (跡地を除く)	拾い集め型	(墓参者に配慮のうえ実施) 供物は状況を見てその都度収集 供花は枯れ花のみ9月23日以降で収集
		9月18日(金)・21日(月)				
		9月23日(水)				
	秋の清掃	10月9日(金)～10月21日(水)	期間中1回	全墓地 (跡地を除く)	拾い集め型	
	落ち葉清掃 1	11月2日(月)～11月16日(月)	期間中1回	全箇所	拾い集め型主体 一部熊手、レーキ使用掃き型 白石本通のスノーポールを設置すること 白石本通墓地一般墓域民地側の境界フェンスを撤収し、墓地内 指定場所に取りまとめること 幼稚園側ネットの状態を確認すること	
水落とし	11月9日(月)～11月13日(金)	期間中	厚別・滝野を除く	雪害防止箱を平岸霊園管理事務所より搬出のこと		
落ち葉清掃 2	11月16日(月)～11月27日(金)	期間中1回	全箇所	拾い集め型主体 一部熊手、レーキ使用掃き型		